

概要版

# 健やか生きいきプラン

天草市高齢者保健福祉計画

天草市介護保険事業計画

令和3年度（2021年度）▶ 令和5年度（2023年度）



令和3年3月  
熊本県天草市

## ● 計画策定の背景

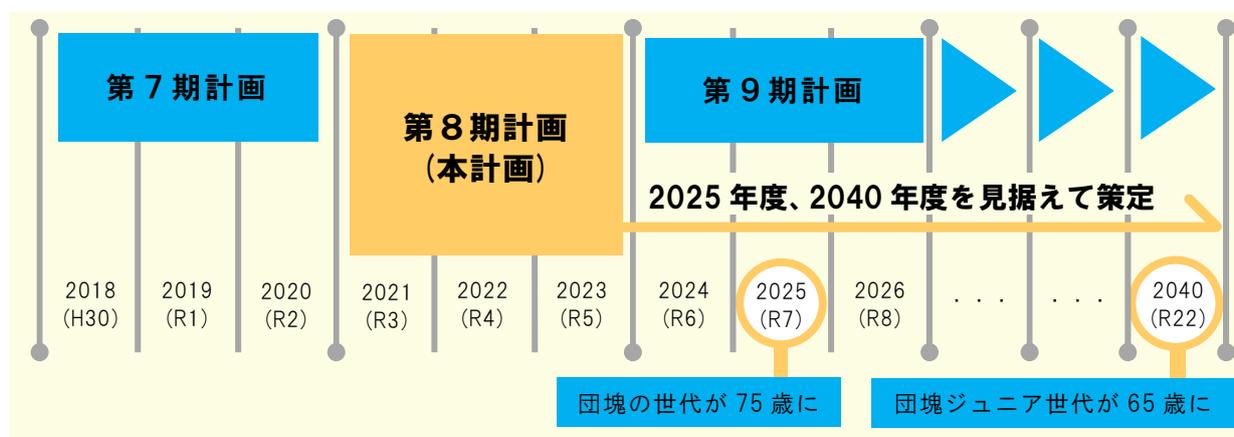
我が国の総人口に占める 65 歳以上の高齢者人口の割合(高齢化率)は、令和 2 年 6 月末日現在 28.8%と過去最高を更新しています。国においては地域社会全体のあり方として、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会の実現」を掲げています。

天草市(以下「本市」という。)では、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる令和 7 年(2025 年)、さらに団塊ジュニア世代が高齢者となる令和 22 年(2040 年)まで高齢化率は上昇すると見込まれており、若い世代の減少や支援を要する高齢者の増加といった課題もあります。そのため、これまで築いてきた高齢者の自助努力を中心とし、地域全体での支援体制を構築する「地域包括ケアシステム」を充実させ、高齢者をはじめ、誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる包括的な支援体制を整えていく必要があります。

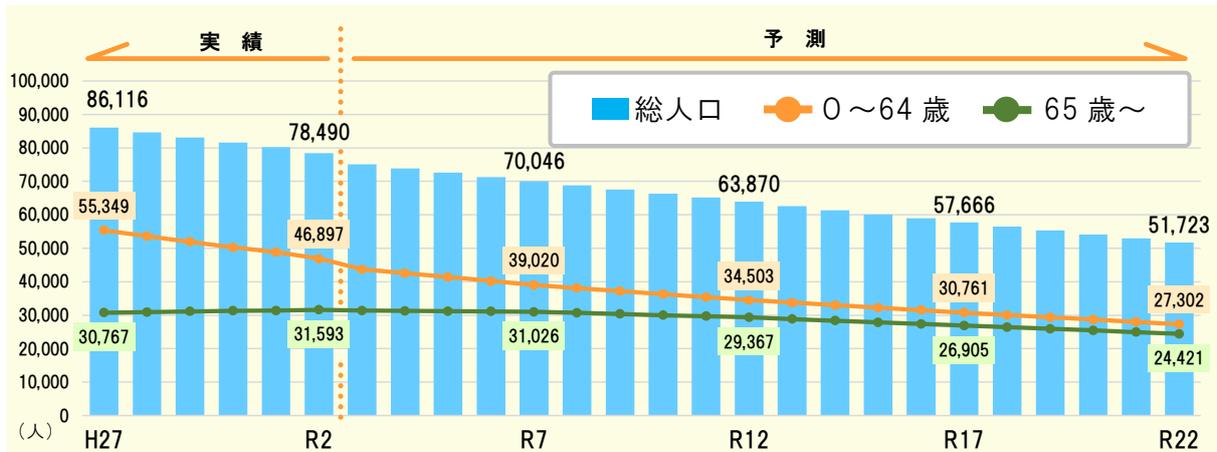
これらを踏まえ、本市では、これまでの取り組みの方向性を引き継ぎつつ、国の制度改正や本市における高齢者の実情を踏まえた見直しを行い、将来的に持続可能で安定した介護保険事業の推進と、高齢者福祉のさらなる充実に向け、基本的な方針と具体的な施策を明らかにすることを目的として、「天草市高齢者保健福祉計画・天草市介護保険事業計画 ～健やか生きいきプラン～」(以下「本計画」という。)を策定します。

## ● 計画の期間

本計画の期間は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間とします。また、団塊の世代が後期高齢者となる令和 7 年(2025 年)、団塊ジュニア世代が高齢者となり、15～64 歳の生産年齢人口が急減する令和 22 年(2040 年)を見据えた計画とします。



## ● 天草市の年代別人口の推移と予測



※平成27年～令和2年：住民基本台帳(各年9月末現在) ※令和3年以降は市の独自算出

本市の人口は、令和2年9月末現在 78,490 人となっています。今後の推移を年代別で見ると、65歳以上の高齢者人口は緩やかに減少していきませんが、64歳以下人口は高齢者人口の減少数を上回る減少が続くことが見込まれています。本市においては、高齢者人口の変動は少ない「若い世代の著しい減少による高齢化率の上昇」が進行しており、将来的には高齢者と64歳以下の人口が同数程度になると考えられ、「高齢者を支える側の人手不足が深刻化」していくことが懸念されます。

## ● 要介護等認定者の推計



性別、年齢階級別の推計人口を基に、これまでの要介護認定率の推移を勘案し、要介護等認定者数を推計しています。要支援認定者は今後も横ばいで推移するとみられますが、要介護認定者数については緩やかに増加傾向が続くとみられ、令和5年には認定者総数が6,818人となる見込みです。

## ● 高齢者人口・要介護等認定者の推移から見えた目指すべき将来像

### 今後の傾向



#### 若い世代の人口減少

専門職サービスの供給量が減少



#### 支援を要する高齢者の増加

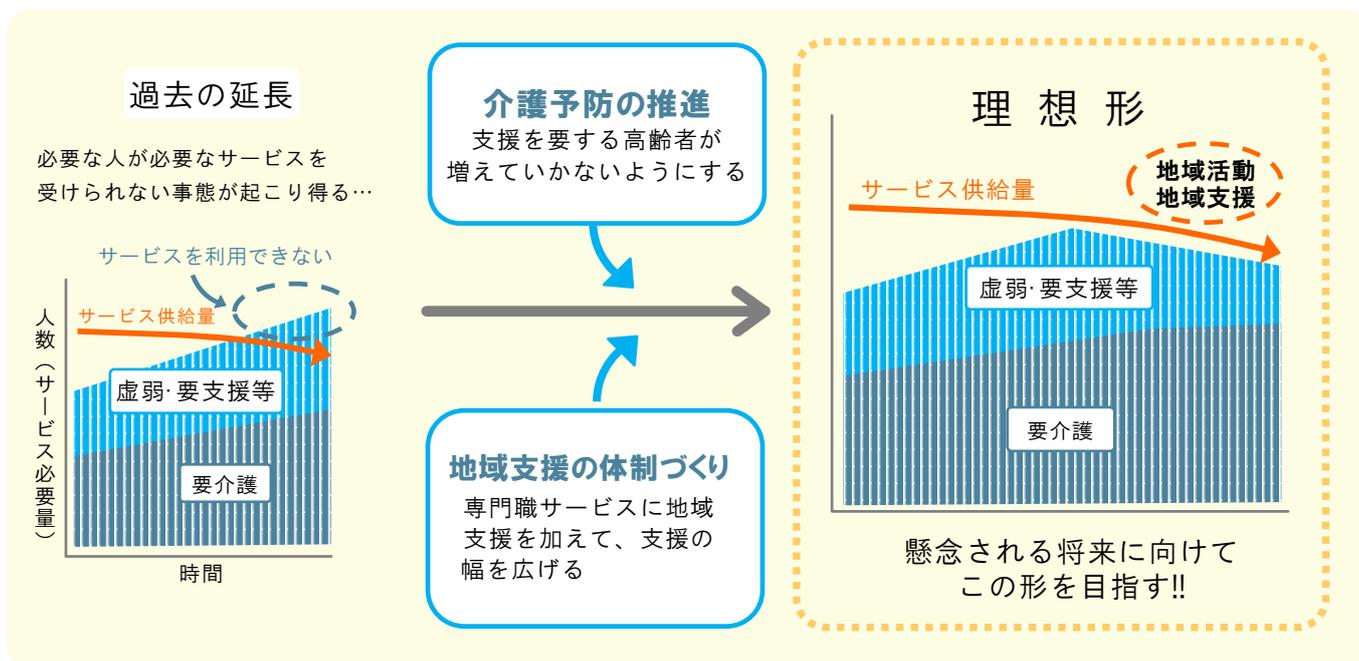
サービスの需要は高まる



要介護等認定者が増加し続ければ、いずれ**サービス供給が追い付かなくなる**ことが懸念される。

本市の高齢化は若い世代の急激な減少によるものです。若い世代の減少は高齢者を支える世代の減少であると同時に、支え手の主である医療や介護の専門職の減少にもつながります。その反面、今後も高齢化が進むことから支援を要する人は増加すると予測されます。

専門職サービスの供給量は減少するものの需要は高まっていくため、このままでは、これまで確保できていた専門職による「元気な高齢者の予防活動」や「虚弱高齢者の支援」から「要介護等認定者のケア」までのサービスが、確保できなくなると考えられます。このような将来を見据えたうえで『必要とする人が、必要なサービスを利用できる体制を維持していく』ためには、専門職によるサービスだけでなく、地域活動やその支援により効果的な予防活動や重度化防止につなげ、支援を要する高齢者の抑制を図っていく必要があります。そのためにも、理想の将来像を関係者全体で認識・共有し、それに向けて「今のうちからできること」を考え、取り組んでいくことが重要です。



## ● 基本理念と計画の柱

本計画においては、基本理念を「高齢者が健康で生きいきと暮らし、住み慣れた地域で共に支え合い 自分らしい生活を営むことのできる地域共生社会」とし、その実現に向けて3つの計画の柱を設定し施策を展開します。

### 基本理念

**高齢者が健康で生きいきと暮らし、住み慣れた地域で共に支え合い  
自分らしい生活を営むことのできる地域共生社会**

### 計 画 の 柱

1

**地域共生社会の実現に  
向けた体制づくり**

多職種連携の推進や行政と地域が一体となって課題解決を進める考え方が、障がいや子ども・子育てといった様々な分野に広がることで地域共生社会の実現に向けた一歩となることから、本市では、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図り、複雑化・複合化する課題解決のため「我が事・丸ごと」の包括的支援体制の構築を目指します。

2

**健康で生きいきと  
暮らせる仕組みづくり**

介護予防活動をさらに充実・発展させることで、「どのような対象者に、どのような視点での予防活動が必要なのか」を明確にした、効果的な介護予防活動の推進を図ります。また、高齢者が社会参加や地域貢献活動を通じて「出番」や「役割」を得られる環境づくりを推進し、男女問わず高齢者が自立して元気に生活を営める地域の形成を目指します。

3

**どんなときも安心して  
生活ができる地域づくり**

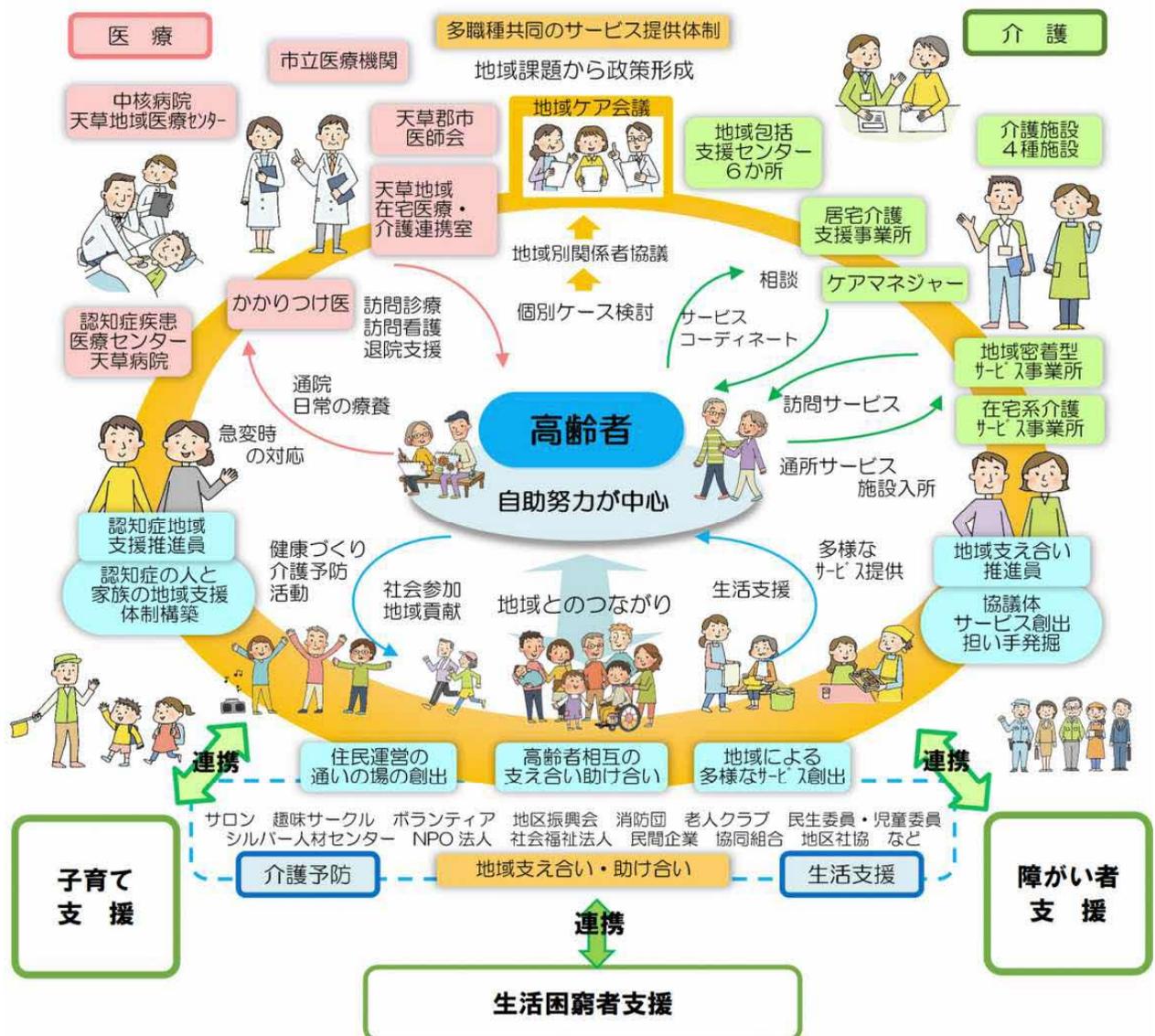
高齢者が安心して生活を送れるよう、地域全体での自助・互助の関係づくりを進め、高齢者の多様な課題、ニーズに地域で応える体制の構築を目指します。また、サービスの提供体制を見直すとともに、自立支援・重度化防止を促し、介護サービスだけに依存しない自助・互助・共助・公助のバランスの取れた持続可能な支援体制の構築を推進します。

# 1 地域共生社会の実現に向けた体制づくり

地域共生社会の実現のためには、高齢者や障がい者、子ども・子育て家庭、生活困窮者などの複雑化・複合化した課題について、制度や分野、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域が一体となって包括的な解決に向けて支援を行う体制の構築が必要です。高齢者福祉に関する支援体制において、本市では、上位計画である天草市地域福祉計画でも示すとおり、「地域包括ケアシステム」を他分野との協働の中核として位置付けています。

今後、多職種連携の推進や行政と地域が一体となって課題解決を進める考え方が、障がいや子ども・子育てといった様々な分野に広がることで地域共生社会の実現に向けた一歩となることから、本市では、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図り、複雑化・複合化する課題解決のため「我が事・丸ごと」の包括的支援体制の構築を目指していきます。

## 天草市が目指す地域包括ケアシステムの姿



## 地域包括支援センターの取組

地域包括支援センターは、高齢者等が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的かつ継続的な支援を行う地域包括ケアを推進することを目的とした地域の中核機関です。本市においては、市内6か所に地域包括支援センターを設置し、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、その専門知識や技能を互いに活かし、かつ有効に機能させながらチームで活動し、地域住民とともに地域のネットワークを構築しつつ、個別サービスのコーディネートを行っています。

## 地域ケア会議の取組

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実（在宅生活の限界点の引き上げ）とそれを支える社会基盤の整備を同時に図っていくことを目的に、地域包括支援センターが主となり医療・介護等の専門職をはじめ、民生委員、行政区長、NPO法人、社会福祉法人、ボランティアなど地域の多様な関係者の協力のもと開催しています。これまで、「独居」「高齢者のみの世帯」「認知症」などで家族支援が望めない「生活支援」を必要とする高齢者を主にケース検討し、地域課題の明確化を図りました。地域ケア会議で明らかになった地域課題は、通いの場や地区振興会などの住民組織や各関係機関へ課題を提起し、自助・互助・共助・公助の順で解決していくような検討を繰り返しました。その結果、住民の主体的な取り組みや民間を巻き込んだ取り組み、他部署と連動した取り組みにつながるようになり、地域ケア会議の機能である「個別課題解決」「ネットワークの構築」「地域課題発見」「地域づくり資源開発」「政策形成」の5つの機能が発揮できるようになりました。

## 重点施策1 地域包括支援センターの機能強化

関係機関が同じ方向性のもとでケアマネジメント業務を推進できるよう支援します。

地域包括支援センターごとに主任介護支援専門員と協議できる場を設定し、一体的に取組を推進していきます。

## 重点施策2 地域ケア会議の推進

介護支援専門員のケアマネジメント支援だけでなく、多職種参加による「ノウハウの蓄積・共有」がサービス提供にもつながるよう推進します。

地域課題や対応等を地域住民や関係機関へフィードバックする機会を増やし、事業との連動を強化することで地域ケア会議の機能をさらに充実させていきます。

## 関連施策

● 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

● 地域ケア会議推進事業

## 2 健康で生きいきと暮らせる仕組みづくり

### 重点施策Ⅰ 介護予防活動・認知症予防の取り組みの推進

#### 地域介護予防活動の支援

新たな通いの場の創出の働きかけを継続しつつ、既存の通いの場に対しては、新たな予防メニューの提供や専門職による現地支援を行います。

メニュー提供や専門職の支援においては、「栄養・口腔」の視点も組み込み、介護予防活動の充実を図ります。

#### 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

地域で高齢者が集い活動している場において、フレイルチェックを実施するなど、地域活動の場を活用したアウトリーチ支援のあり方について検討します。

企画調整部門を中心に関係部門と連携し、各種保健事業、介護予防事業の効果的な実施のため、医療・介護データの分析や地域課題の把握に努めます。

#### 年代別の特性に応じた介護予防活動の推進

高齢者が自らの意向に沿って取り組めるよう、スポーツ振興部門等と連携し、既存活動の情報を提供するほか必要に応じて新たな活動の創出にも取り組みます。

#### 地域介護予防活動と短期集中サービスでの介護予防の推進

地域介護予防活動と通所型短期集中サービスを有効に組み合わせることで、専門職サービスの効果的な提供を実施し、再び地域活動や日常生活に戻れる取り組みを推進します。

#### 認知症予防の取り組みの推進

地域での介護予防の基盤となる「通いの場」の創出とあわせて、地域で認知症予防活動を実践する「脳いきいきサポーター」の養成を行います。

養成したサポーターの活動を多方面へ拡大し、多くの高齢者が身近な地域で認知症予防活動に取り組めるよう、活動の場のさらなる充実を図ります。

### 関連施策

- 介護予防普及啓発事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業
- 訪問型サービス事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 介護予防ケアマネジメント事業
- 通所型サービス事業

## 重点施策2 地域社会で活動や貢献ができる機会づくり

### 高齢者の社会参加・地域貢献活動への支援

社会参加・地域活動を行う機関や事業への支援を行い、高齢者の社会貢献や社会参加、就労を通じた生きがいづくりや健康づくりを促進します。

高齢者の就労を支援する機関の役割の整理と高齢者の就労ニーズの把握を行い、本市での就労的活動支援コーディネーター新設の必要性を検討します。

### 介護支援ボランティアの推進

「介護支援ボランティア」（ボランティア活動時間に応じてポイントを付与し、獲得ポイントを天草宝島商品券に還元できる仕組み）を推進し、高齢者自身の地域貢献活動を通じた介護予防を促進するとともに、介護保険施設等の人材確保にもつなげます。



- シルバー人材センターへの加入・就労促進
- 老人福祉センター等
- 老人クラブ活動の活性化
- 地域住民グループ支援事業
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

### 3 どんなときも安心して生活ができる地域づくり

#### 重点施策Ⅰ 認知症施策の推進

##### 普及啓発・本人発信支援

認知症サポーターの養成講座を開催するとともに、企業や団体、学校等と連携して、地域全体が認知症の人を見守る地域づくりを推進します。

地域で暮らす本人や家族とともに普及啓発に取り組むだけでなく、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」等の実施を検討します。

##### 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

認知症に関する情報と相談先の周知に努めるとともに、早期の段階で相談できるような場を創設し、より早期から環境調整や予防活動につなげる体制づくりをすすめます。

認知症初期集中支援チームの取組を継続するとともに、地域のかかりつけ医との連携を強化することで、早期発見・早期対応に結びつける体制を強化します。

認知症初期段階の高齢者が、その進行を遅らせるために利用できる予防サービスを創出するため、既存の通所型サービスでの認知症予防機能の強化を図ります。

認知症の人の最も身近な伴走者である家族など介護者の精神的身体的負担を軽減する支援や、介護者の生活と介護の両立を支援する取り組みを推進します。

##### 認知症バリアフリーの推進と社会参加支援

地域の見守り体制や、認知症サポーター等を具体的な支援につなげる仕組み(チームオレンジ等)の構築及び設置・運営に向けた講座や研修の実施を行います。

権利擁護の取り組み、市民後見人の育成・活用、支援組織の体制整備を行うことにより、地域における支援体制の整備を推進します。

#### 関連施策

- 在宅医療・介護連携推進事業
- 認知症地域支援・ケア向上事業
- 権利擁護業務
- 権利擁護人材育成事業
- 生活支援体制整備事業
- ショートステイ事業
- 緊急通報体制整備事業
- 認知症初期集中支援推進事業
- 認知症サポーター等養成事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業
- 配食サービス事業
- 外出支援事業
- 家族介護者交流事業

## 重点施策2 生活支援の充実

### 地域を支える多様な人材との連携強化

地域支え合い推進員の機能を強化し、通いの場の運営役同士のネットワークづくりや、地域ケア会議への参加など、住民、関係団体を問わず連携を強化していきます。

### 住民主体のサービスの充実

ボランティア等の多様な担い手の活動を支援し、公的サービスのみには頼らない、自助・互助の地域づくりを進めます。

地域支え合い推進員や協議体での検討、各種活動を通して、新たな住民主体の生活支援サービスの創設を目指します。

## 重点施策3 効果的・効率的な介護給付の推進

### 介護サービスの質の向上、自立支援・重度化防止に向けた取り組み

要介護認定に係る情報を収集・分析・共有し、それに基づくサービス提供を促すことで、自立支援・重度化防止を推進します。

サービス事業所と専門職等の連携を強化し、リハビリテーション体制の充実による重度化防止に取り組みます。

サービス事業所や介護支援専門員への研修や相談支援を実施し、サービスの質の向上に努めます。

利用者の声を傾聴する介護支援ボランティアによるサービス事業所等への訪問なども継続して行っています。

### 公平・公正な介護保険事業の運営

医療機関や介護認定審査会との連携を強化し、申請から認定まで30日以内に結果通知を行うよう取り組みます。

関係者による定期的な情報交換や検討会を実施するとともに、認定調査の精度を高め、認定業務の平準化に努めます。

### サービス基盤の整備

介護サービス量などを適切に見込み、介護サービス基盤の整備を行います。

### 適正な介護給付等の推進

介護給付適正化計画策定指針にある主要5事業<sup>\*</sup>を継続して実施していきます。

<sup>\*</sup> (①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③住宅改修等の点検、④医療情報との突合・縦覧点検、⑤介護給付費通知)

- 家族介護用品支給事業
- 住宅改造助成事業
- 養護老人ホーム入所措置事業
- 介護職員研修受講支援事業
- 介護ロボットやICTの活用事例の周知
- 感染症の予防と蔓延防止対策の実施
- 介護給付適正化事業
- 寝たきり老人等介護者手当支給事業
- 住宅改修支援事業
- 生活支援ハウス入居措置事業
- 新規介護人材の確保
- 介護サービス事業所等による申請手続きの簡素化
- 災害対策の充実

## ● 第 1 号 保 険 料 額 の 設 定

第 1 号被保険者の介護保険料に係る所得段階の区分は、第 7 期計画に引き続き 9 段階とします。  
また、第 8 期計画期間中（令和 3 年度～5 年度）の保険料は令和 2 年度から据え置きます。

段階	対象者	基準額に 対する 保険料率	保険料 (月額)	保険料 (年額)
第 1 段階	・ 老齢福祉年金受給者（住民税世帯非課税） ・ 生活保護受給者 ・ 住民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人	0.30	1,740 円	20,880 円
第 2 段階	・ 住民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超え、120 万円以下の人	0.50	2,900 円	34,800 円
第 3 段階	・ 住民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円を超える人	0.70	4,060 円	48,720 円
第 4 段階	・ 世帯内に住民税課税者がいるが、本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人	0.90	5,220 円	62,640 円
第 5 段階	・ 世帯内に住民税課税者がいるが、本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超える人	1.00	<b>基準額</b> 5,800 円	69,600 円
第 6 段階	・ 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	1.20	6,960 円	83,520 円
第 7 段階	・ 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人	1.30	7,540 円	90,480 円
第 8 段階	・ 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	1.50	8,700 円	104,400 円
第 9 段階	・ 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 320 万円以上の人	1.70	9,860 円	118,320 円

## 健やか生きいきプラン 概要版

天草市高齢者保健福祉計画

天草市介護保険事業計画

令和 3 年 3 月発行

発行：天草市

URL：<http://www.city.amakusa.kumamoto.jp>

編集：天草市健康福祉部 高齢者支援課  
〒863-8631 天草市東浜町 8 番 1 号

電話：(0969)23-1111 FAX：(0969)27-0155

e-mail：amakusa-kourei@city.amakusa.lg.jp